

いなべ市商工会

FAX:0594-72-2355  
MAIL:mitsukaru@mie-shokokai.or.jp

第4期 いなべ創業塾 本講座

対象者： 創業に興味のある方  
創業して間もない方  
第2 創業者(後継者の方)

受講申込書

ふりがな				性別	男 ・ 女
氏名				年齢	歳
住所	〒 -				
TEL	(自宅) ( )	FAX	( )	(携帯) ( )	( )
Eメール					
創業時期	年 月 ・ 未定				
当塾をどこでお知りになりましたか?	①チラシ(取扱場所: ) ②ポスター(取扱場所: ) ③インターネット(サイト名: ) ④商工会議所・商工会の紹介 ⑤他機関の紹介(機関名: ) ⑥知人の紹介 ⑦その他( )				
個別相談会(12/6、12/26)	希望する 希望しない 今はわからない				
連絡事項					

個人情報の利用目的について いなべ市商工会が、本申込にてご提供いただいた個人情報を利用する目的(以下、利用目的といいます)は次の通りです。

・創業支援事業に関する事務手続き及び創業支援事業運営とし、それ以外の目的で利用する場合は事前にお知らせし、同意を得たうえで利用いたします。  
個人情報の取り扱いについて ご提供いただいた個人情報は、当会個人情報方針に基づき、適切に取り扱います。

(いなべ市商工会30.10)

いなべ創業塾 主なカリキュラム 全5回 9:30~16:30 ※一部変更となる場合がございます

日程	時間	分野	テーマ	概要	日程	時間	分野	テーマ	概要	
11/17	9:30~	—	開講式・オリエンテーション	特定創業支援事業の説明・事務連絡含む	12/8	9:30~	財務	創業の手續き-1	■財務戦略 売上計画、補助金活用、資金繰り(申告、記帳)	
	10:30~	経営	創業のビジョン-1	■いなべ市の地域資源と支援制度		11:30~	財務	ビジネスプラン作成ワークショップ-1	■売上計画、資金計画の策定	
	11:30~			■いなべ市商工会の創業支援制度、いなべ市内の創業者への支援事例		12:30~	お昼やすみ			
	12:30~	お昼やすみ				13:30~	販路開拓	営業・販売戦略	■営業計画・販売計画の作り方 ■販路開拓・顧客へのアプローチの方法	
	13:30~	経営	ビジネスプランの作成準備	■ビジネスプランの出し方、見つけ方 ■ビジネスプランの作成に向けての準備	12/15	9:30~	財務人材	ビジネスプラン作成ワークショップ-2	■ビジネスプランのブラッシュアップ ■リスク分析と回避策の検討	
	14:30~	経営	創業のビジョン-2	■自らが実現したい創業のイメージ ■自分の強み・弱みを知る(自己分析)		12:30~	お昼やすみ			
	15:30~	—	交流会	■ここでちよつとCoffee Break		13:30~	経営	プレゼンテーションスキル	■ビジネスプランを魅力的に伝えるプレゼンテーション手法 ■論理的な話し方・伝え方	
11/24	9:30~	経営	創業のビジネスモデル	■ビジネスモデルの作り方 ■ビジネスアイデアの棚卸し		14:00~	経営	ビジネスプラン発表	■プレゼンテーション	
	12:30~	お昼やすみ				—	—	全体の振り返り	■ビジネスプラン総評 修了式	
	13:30~	経営	修了生による創業体験談	■創業体験談 ■体験談からのグループワーク	メイン講師プロフィール					
12/1	9:30~	販路開拓	マーケティングの基礎知識	■マーケティングの基礎理論 ■既存の類似事業や競合他社の分析 ■自分の商品、サービスの強み・弱み	毎日勉強会を実施する学びや起業のコミュニティ「タスクール」代表。 名古屋を中心に年間500本以上のセミナーを主催し、延べ2万人以上が参加 中小企業庁「創業スクール10選」に表彰される等、これまで61人の起業家を 経済産業省認定の経営革新等支援機関としての創業支援の他、創業支援 金融機関提携、補助金セミナー、中小企業庁主催の創業スクール開催など 創業支援策に日本一強い中小企業診断士 主なメディア出演:TV「TBS『がっちりマンザ 新聞』日経MJ」他多数 ㈱タスクールPlus 代表取締役 渡邊 智浩 氏					
	12:30~	お昼やすみ								
	13:30~	経営	創業時のIT活用	■HP、SNS、クラウドを活用する ■IT活用とコミュニケーション力						
	15:00~	財務	公的支援制度	■必要資金とその調達方法						
	15:30~	財務人材	創業の手續き	■創業時に必要な手續き(確定申告へ向けた届出、帳簿の付け方)、(社会保険・雇用管理)						

※当講座は特定創業支援事業です。当講座を受講し証明書を得て、条件を満たした方は、以下の支援制度の対象となります。

- ①株式会社設立時の登録免許税の減免・・・資本金の0.7%の登録免許税が0.35%となります。
- ②創業2カ月前から対象となる創業関連保証が事業開始6カ月前から対象
- ③日本政策金融公庫の新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして、利用することができます。
- ④日本政策金融公庫の新規創業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能になります。